

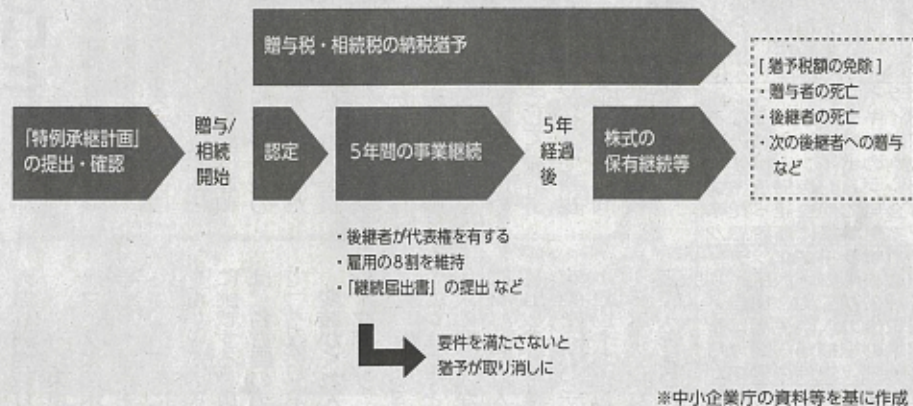
広告

企画制作・お問合せ先
日経エージェンシー
TEL.03-5259-5430

事業承継税制の特例措置の活用で 自社株にかかる贈与税・相続税が猶予・免除される

非上場株にかかる贈与税・相続税の納税猶予・免除の概要

特例が適用されれば贈与・相続で取得した全株式が猶予対象になる



納税猶予申請件数が特例措置で急増

事業を承継するにあたって、M&Aなどで社外の第三者が経営を引き継ぐケースが増えているものの、中小企業では今でも経営者が引き継ぐことが多い。その際に大きな壁になるのが税負担だ。子が事業を承継する場合、親が保有する自社株を子が贈与または相続で引き継ぐことになる。しかし、非上場会社の株式の評価額は経営が健全であればあるほど高くなり、贈与税・相続税の負担が重い。納税が困難で事業承継ができないことも起こりうる。

そうした事態を避けるために2008年に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」では、3つの柱のうちの一つに事業承継税制を置き、自社株にかかる納税猶予制度を設けている。

18年には10年間の期限付きの特例措置が導入されて、猶予の適用条件

が大幅に緩和された。それによって納税猶予の申請件数は、特例ができる前の17年が約400件だったのに対して18年は約1860件に急増した。

条件を満たせば猶予から免除になる

18年4月1日〜23年3月31日までの間の自社株式の贈与・相続については、納税猶予の特例の適用が認められれば、贈与または相続された自社株式に対して贈与税・相続税が猶予される。

ただし、贈与・相続から5年間は、後継者が株を保有し続けて事業を継続し、雇用の8割を維持するなど一定の要件を満たす必要がある。

その後も株を保有し続けていれば納税猶予は継続する。5年経過後に贈与した経営者が亡くなった場合や贈与者より先に後継者が亡くなった場合、あるいは後継者が次の経営者に株を贈与した場合などは、猶予された贈与税が免除される。また、5年経過後

に相続した後継者が亡くなった場合などは、猶予された相続税が免除される。

経営革新支援機関への相談からスタート

納税猶予制度を利用した場合の、自社株の贈与・相続にかかる税負担軽減メリットは非常に大きいものがある。とはいえ、適用を受けるための条件はとて細かい。中小企業が認定した認定経営革新支援機関の指導・助言を受けて「特例承継計画」を都道府県に提出することも条件の一つとなっている。

猶予の承認後5年間は、「継続届出書」を税務署に毎年提出する必要がある。提出もれがあると猶予は取り消される。ほかにも、後継者が会社の代表を辞めたり筆頭株主でなくなったりした場合や、解散や合併などによって会社が消滅した場合など、いくつかの取消事由がある。

取消事由に該当すると、猶予されていた贈与税・相続税だけでなく利子税も納付しなければならぬため、納税猶予を利用する場合は、その先の会社の経営についてもしっかりと見通しを立てておく必要がある。

納税猶予で税金の問題がクリアできたとしても、事業承継ではそれ以外にも考えるべきことがたくさんある。従って、事業承継を円滑に行うには専門家によるサポートが欠かせない。納税猶予の利用を検討するのであれば、認定経営革新支援機関に認定された税理士などにアドバイザーになってもらうとうまい。

経営者が亡くなって事業が承継できず従業員が路頭に迷う、といったことにならないよう、事業承継計画は早めにスタートしたい。まずは専門家に相談することから始めよう。

事業承継税制プロフェッショナル 税理士30選 Vol.04

リーマン・ショック以降減ってきていた企業の倒産件数が2019年は増加に転じ、今後も増える見込まれている。その大きな理由の一つが経営者の高齢化だ。中小企業では高齢の経営者が亡くなると、事業承継が困難になって破たんに至るケースがある。そうならないためには、早めに事業承継プランを策定することが大切だ。円滑な事業承継のための国の施策も活用したい。

高野総合グループ
税理士法人
高野総合会計事務所

高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢90名を超える専門家集団(内、税理士27名、公認会計士13名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号
【支部】千葉
【代表】総括代表 公認会計士 税理士 高野 角司

税理士法人 高野総合会計事務所
【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目番3号 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com>

事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後顧の憂いなく将来に向けた気持ちが前向きなものになります。当事務所における相続・事業承継グループの専門家集団が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

銀座K.T.C税理士法人

【設立】1990年 【所属】東京税理士会 京橋支部 【法人番号】第704号
【代表】相続・事業承継グループ 代表社員 税理士 市瀬 洋平

銀座K.T.C税理士法人
【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階
TEL.03-3541-2958 <http://www.ktctax.com>

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

ランドマーク税理士法人

【設立】1997年 【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号
【支部】丸の内、新富、油壺、町田、みなとみらい、横浜駅前、横浜緑区、川崎、登戸、湘南台、朝霞台 【代表】代表社員 税理士 清田 幸弘

ランドマーク税理士法人
【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 37階
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

F C M G
FUJII CONSULTING
MANAGEMENT GROUP

ヒアリングに時間を掛け、お客様の想いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで万全な事前対策を提案します。

株式会社藤井経営/藤井会計事務所

【設立】1978年
【所属】関東信越税理士会
【代表】税理士 藤井 泉

株式会社藤井経営/藤井会計事務所
【本部】〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3220
TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.co.jp>

税理士法人レガシィでは、50年以上の相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添いお手伝い致します。

相続・事業承継専門の税理士法人です。顧問税理士と共同・分担し、事業承継税制など様々なご支援ができることが特色です。

税理士法人レガシィ

【設立】1964年
【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第378号

税理士法人レガシィ
【部門代表】代表社員/パートナー 公認会計士 税理士 天野 大輔
【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL.03-3214-1717 <https://legacy.ne.jp>